

第2回官民データ活用推進基本計画実行委員会
データ流通・活用ワーキンググループ
議事録

1. 日 時 平成30年9月11日(火) 13:30 ~ 15:30

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

3. 議 事

(1) 開会

(2) 民間における取組状況について(第1部)

(i) 情報銀行の取組事例(三菱UFJ信託銀行株式会社)

(ii) パーソナルデータ活用の事例(住友生命保険相互会社)

(3) 各省における直近の取組トピックス

・総務省

・経済産業省

(4) 今後のWGの進め方について

(5) 意見交換①

(6) 民間における取組状況について(第2部)

(iii) データ取引市場に関する取組(渥美坂井法律事務所 落合孝文弁護士)

(7) 意見交換②

(8) 閉会

4. 配付資料

【資料1-1】DPRIME(ディープライム)概要ご紹介資料(三菱UFJ信託銀行株式会社)

【資料1-2】健康増進型保険 住友生命「Vitality」～保険のその先へ～

(住友生命保険相互会社)

【資料2-1】「情報銀行」の社会実装に向けた取組(総務省)

【資料2-2】データ利活用に向けたルール整備・プロジェクト創出に関する進捗

(経済産業省)

【資料3】今後のWGの進め方について(事務局)

【資料4】金融業界におけるデータ流通・活用に関する官民の動向、一般社団法人データ流通推進協議会の事業内容について

(渥美坂井法律事務所 落合孝文弁護士)

5. 出席者

【構成員（有識者）】

中央大学大学院 法務研究科 教授 安念主査
東京大学大学院 経済学研究科 教授 大橋構成員
東京大学大学院 情報学環 副学環長・教授 越塚構成員
東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 宍戸構成員
慶應義塾大学 総合政策学部 教授 新保構成員
一般社団法人 新経済連盟 事務局長 関構成員
一般社団法人 日本経済団体連合会 専務理事 根本構成員
東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授 橋田構成員
東京大学 人工物工学研究センター 准教授 原構成員
桜坂法律事務所 弁護士 林構成員
一般財団法人 日本消費者協会 理事長 松岡構成員
独立行政法人 国立病院機構 東京医療センター 名誉院長 松本構成員
英知法律事務所 弁護士 森構成員
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 准教授 矢作構成員

【構成員（オブザーバー）】

内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 新田参事官
内閣府 知的財産戦略推進事務局 仁科参事官
個人情報保護委員会事務局 三原参事官
金融庁 総合政策局 総合政策課 里田課長補佐
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課 飯倉調査官
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 河野総括補佐
観光庁 観光戦略課 菅野専門官

【関係機関（事業者）】

一般社団法人 日本IT団体連盟 事務局 恩賀氏
三菱 UFJ 信託銀行 経営企画部 FinTech 推進室 齊藤氏
住友生命保険相互会社 営業企画部次長兼次世代マーケット開発室長 西野氏
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー 落合氏

【事務局】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 三輪政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 二宮副政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 玉田次長
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 矢作次長
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 吉田参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 高田企画官

6. 議事要旨

○安念主査 それでは、ただいまから「官民データ活用推進基本計画実行委員会 データ流通・活用ワーキンググループ」を開催いたします。

皆様には御多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、そこの2人はいらっしゃるのですか。

○吉田参事官 遅れております。

○安念主査 あと、落合先生が後からいらっしゃるのですね。

○吉田参事官 そうですね。

○安念主査 プレスの方がもしいらっしゃいましたら、撮影はここまでとさせていただきますと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、出席者とタブレット操作について事務局から御説明をお願いいたします。

○高田企画官 事務局でございます。タブレットの操作ですが、前回と同じ説明になりますので、割愛をさせていただきますが、現在周囲で起立しております者が事務局の担当になりますので、操作で何かありましたら、遠慮なくお申し付けいただければと思います。

先ほど主査からも御説明がありましたとおり、端末の時間が正しく同期されていないようですので、正しい時間は、お手元の時計か、あちらの壁の時計を御参照いただければと思います。

最後に注意事項ですが、前回も申し上げたのですけれども、画面中央上部の右側の発表者のボタンは、端末操作者の切りかえのボタンになりますので、発表者以外の方は押さないようお願いいたします。

以上でございます。

○吉田参事官 もう一点事務局からお伝えいたします。本日から日本IT団体連盟事務局様にもオブザーバーとして議論に御参加いただくということにさせていただきたいと思しますので、御紹介いたします。本日は、日本IT団体連盟事務局の恩賀様に参加いただきます。よろしく申し上げます。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事の「(2) 民間における取組状況について」ということで、御発表いただきます。

本日は、渥美坂井法律事務所の落合先生は途中からの御参加となりますので、後ほど議事の6で御発表をお願いすることとしております。

まず、(i) 情報銀行の取組事例です。資料1-1「DPRIME(ディープライム)概要ご紹介資料」について、三菱UFJ信託銀行の齊藤様から御説明をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤氏 三菱UFJ信託銀行の齊藤と申します。本日はよろしくお願いいたします。

お時間を頂戴いたしまして我々の取組みの概要を御説明させていただきたいと思します。

<資料1-1：DPRIME(ディープライム)概要ご紹介資料>

最初に、なぜ信託銀行がこの分野に取り組むのかという質問をよくお受けしますので、そちらについて、スライドを2枚使いまして御説明させていただこうと思っております。

<資料1-1：1ページ>

最初のページに表示されているのが我々の信託銀行の経営戦略ですが、左下に青の円の2つ重なる部分がございます。我々の戦略の柱の一つとして信託を使ったイノベーションという取り組みと、あとは、どの金融機関も言っていますが、デジタル化による変革。この2つの領域の掛け合わせとしまして、デジタルアセットの信託をする事業を戦略分野の一つとして取り組んでおるといところです。

<資料1-1：2ページ>

具体的に申し上げますと、これまで我々信託銀行がやっていた事業領域といたしますが、右の金銭であるとか、有価証券とか不動産であるとか、非デジタルの伝統的資産の価値の保存・移転といったものを業務としてやっておったのですが、現在Society5.0という環境下においては、最初からデジタルになっているデジタルの資産というのが登場してきているという認識をしております。

具体的に申し上げますと、仮想通貨、いわゆるトークンが代表的な事例だと思うのですが、パーソナルデータというものもある意味ではデジタルの資産の一つなのではないかということで、我々としては資産の一つと捉えて、そちらの価値の移転・保存というのがこれからの社会で求められるであろうというところで、信託銀行のこれまでの信託を使った機能発揮が期待される分野なのではないかということで、取り組んでいるというところです。

<資料1-1:3ページ>

こちらのスライドは、皆様にとって釈迦に説法かとは思いますが、データ流通の形式として3分類あるのかなと我々の中では捉えております。一番左の事業者間データ流通と呼ばれているものは、ある意味企業Aと呼ばれるような方が個人Aに読まれないがちの利用規約でもって同意をとって、匿名加工した上で流通した結果、個人に返ってくるのは、自分が余り認識されていないところで流通しているデータに基づく広告であったり、若干的を外しているリコメンドが届いているというのが現状の課題かなと考えております。

一方で、欧州を中心に目指している世界観としては、一番右の完全に個人が基点となったデータ流通の形式ということで、VRMと書いていますが、個人がベンダーリレーションを管理するという、主客が逆になったような類型かと考えています。こちらは何が課題かという、恐らく個人Aがそれぞれの企業Aとか企業Bとのやりとりを全て相対で例えばCSVのダウンロード、アップロードをやるかということ、比較的面倒くさいのではないかと考えておまして、であればということで、個人規定のデータ流通を念頭に置きつつ、個人が全部やるには面倒くさい部分を信託の機能を使って支援できないかというのが、我々の志向しているビジネスモデルです。

<資料1-1:4ページ>

具体的にスキーム図にしておりますのが4ページ目になります。概要だけ申し上げますと、左に個人がいらっしやいまして、この個人の方がパーソナルデータの本来持ち主であるという考え方です。そのデータを使う方が右のデータ利用者、箱の中に入っている企業さんであったり、その他の団体さんであったりというような想定をしております。

我々信託銀行は、基本的に個人の指図に基づきまして、その個人に関連するデータを我々のサーバーのところに集約をするのですが、このデータを信託銀行が自分のために使ってしまうと情報銀行ではないと思っております、こちらは完全に個人が、右にいるどんなデータ利用者にどんな目的でどういうリターンを企図して渡したいかという、指図に基づいて流通を促進するという機能に特化するというような想定を置いています。なので、端的な例で言うと、ここで置かれたデータに基づいて我々が投資信託のリコメンドを個人に打

つかというと、そういったことは全くせずに、第三者的な立場として信託の機能を発揮するというのを集中するというところで考えておるところです。

<資料1-1：5ページ>

次ページ以降が具体的なイメージで、今まさに開発中のアプリケーションのプロトタイプというところでは。

順番に御説明いたしますと、このようなイメージでこういったデータをどこからとってくるかというのをまず個人が指定、指図をします。ここで操作した結果に基づきまして、我々はサービスの提供者の方から、その個人に関するデータを集めて蓄積するというところでは。

<資料1-1：6ページ>

次のページは、集めてきたデータが例えばCSVの羅列だと、個人は何の活用もできないと考えていまして、集めてきたデータが一体どういう内容なのかというのを個人にとってわかりやすい形で可視化したイメージになります。一番左が体に関するバイタルのデータ。真ん中が自分の行動履歴に関する行動データ。一番右が資産に関するデータ。資産に関するデータは、必ずしも三菱UFJ信託銀行の口座情報だけではなくて、他行さんとか証券会社さんとか、そういった金融一般のデータについて蓄積してくる想定というところになります。

<資料1-1：7ページ>

次のページがそのデータを使って実際に運用するほうになりまして、左側の画面は、我々のサーバーのところには置かれている個人に関するデータのうち、こういったデータをこういう目的で使わせてほしいというオファーをデータ利用企業の方が個人向けに出してきます。個人の方は、そのオファーの内容を拝見しまして、自分が提供してもよいと思ったら提供する。提供されたら、我々はデータ利用者の方にデータを開示するという流れを想定しております。

開示した結果、その個人に返ってくるものとして2種類想定を置いていまして、一つはわかりやすい金銭という形。こちらはこの画面でお示ししておりますとおり、データ提供料として個人が出金可能な金額が蓄積されまして、蓄積された金額を引き出し要求を受けたら、我々はそちらにお振り込みをするという想定です。

その右に「パーソナライズドサービス」という書き方をしているのですが、こちらは必ずしも金銭ではなくて、データをお渡しした結果、その人に最適化したサービスが提供されるという想定を置きまして、そちらの入り口となる画面というイメージになります。

<資料1-1：8ページ>

次ページ以降は白黒で、まだデザインが乗っているものではないのですが、例えばこういったデータを集めて蓄積して表示しようと思っておりますというサンプルをおつけしています。こちらがライフログで、目新しいものと言うと、右下の「労働時間と収支」というチャートは、時間のライフログデータだけでは出せないと思うのですが、金融データも1

カ所に集めて掛け合わせることによってこういったことも表示できるかなと考えているようなサンプルの一つです。

<資料1-1：9ページ>

続く身体データのうち比較的目新しいものは、右側の中段にあります歩き方のデータのところで、こちらは、IoTのスマートフットウェアの会社さんのデータと連携することによって、その方の歩行がどういったものかということも蓄積、表示が可能というところです。

<資料1-1：10ページ>

次のページの右、例えば歩行年齢みたいなものも指標の一つとしてお出しできると思っ
ていまして、例えばこういったデータがフィットネスの会社さんとか、個人の健康増進を
サービスとして提供される会社様にニーズがあろうというところで取り組んでいるもの
になります。

<資料1-1：11ページ>

最後の金融データにつきましては、他のPFMの会社さんとかが提供されているものとほと
んど変わらず、同じようなものは出せる想定というところになります。

簡単ですが、私からの説明は以上になります。

○安念主査 どうもありがとうございました。

質疑応答は後ほどということにさせていただきます、続いて「(ii) パーソナルデー
タ活用の事例」でございます。資料1-2「健康増進型保険 住友生命『Vitality』」に
ついて、住友生命保険の西野様から御説明をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお
願いいたします。

○西野氏 発表させていただきます。本日はこのような機会を賜りまして、ありがとうご
ざいます。

<資料1-2：健康増進型保険 住友生命「Vitality」>

それでは、早速ですが、住友生命のVitalityについて御説明いたします。

<資料1-2：2ページ>

2枚目をごらんいただきますと、こちらは社会、環境の変化に合わせて生命保険もその
スタイルを少しずつ変えてきているということで、戦後から死亡保障、そしてバブル崩壊
後、自分自身のために保険を使う医療・介護。働けなくなったときの就業不能。現在は各
社、健康増進型保険の取り組みを進めているという状況でございます。

<資料1-2：3ページ>

3枚目は、100歳以降の人口が今後どういうふうにあふえていくかという図。2048年には60
万人を超えていくという図でございます。

<資料1-2：4ページ>

4 ページをごらんいただきますと、社会保障給付費は、政府の発表資料の一部を参照して作成したものでございますが、平成28年に118兆でしたが平成52年に190兆となっていくというところがございます。

<資料1-2：5 ページ>

5 ページ目をごらんいただきますと、我が国は世界第2位の平均寿命を誇っているわけですが、残念ながら人の手をかりないで、ひとりで生きている健康寿命というところの差分で見ますと、余りよくない水準となっております。男性で9年、女性で12年人の手をかりないと生きていけない期間がある。住友生命としましては、こういった差分を少しでも極小化できないか、最後まで健康で生きていくことに、生命保険会社として何かできないかということで、こちらの商品の開発に踏み切ったわけがございます。

<資料1-2：6 ページ>

この商品のポイント、生命保険に健康増進プログラムが組み込まれているわけですが、6 ページにございますように、こちらはWHOから公表されているデータで4-4-60（フォーフォーシックスティ）モデルと申しまして、人類の全死亡原因、非伝染性疾患の死亡原因の6割は、こちらの4つの病気であることが既にわかっておりまして、しかもこの4つの病気の原因は、一番上にある4つの因子が原因だと人類は知っているのに自らの行動を変えられない。

<資料1-2：7 ページ>

7 ページにございますように、この行動を変えられないということ、行動経済学、昨今ではノーベル経済学賞を行動経済学のリチャード・セイラー先生が受賞されておられますが、ああいった行動経済学を組み込んだ仕組みで人々の行動を変えていくというのがこのプログラムの肝でございます。

<資料1-2：8 ページ>

「Vitality」とは、従来死亡や入院というリスクに備える生命保険の機能に、会員の行動変容を促すインセンティブを組み込むことによって、リスクそのものを減らしていくという新たな価値を提供するものでございます。

<資料1-2：9 ページ>

従来型の保険は一時点の健康状態で保険料を決定するというものでございましたが、こちらは毎日毎日の生活、ライフログ、歩数、心拍、あるいは健康増進に係る各種取り組み等をポイント評価しまして、年間を通じた評価を翌年の保険料変動という形でインセンティブを与えているものでございます。これによって顧客の行動を変容させることがこのプログラムの目的となっております。

<資料1-2：10 ページ>

10 ページにございますとおり、具体的には生命保険とウエルネスプログラムの組み合わせ。生命保険の下にございます日々のポイントが蓄積して、ステータス、こちらのランクが決まりまして、ランクによって翌年の保険料が上がったり、下がったりする。自動車保

険の無事故割引にちょっと近い形かと思いますが、自動車保険の無事故割引と大きく違うのは、自動車保険は事故が起きると保険料が上がる。このプログラムは、事故が起きる、すなわち入院等があってもそのことを直接の理由として保険料が直ちに上がることはありません。健康増進活動を怠ると上がるというプログラムになっております。

<資料1-2:11ページ>

当初、自社開発も検討したわけですが、我々の調べた限りでは、わが国には例えば1日1万歩歩いている人といない人、スポーツジムに月4回通っている人といない人といった日々の行動による体系立った健康状態の違いといったデータが必ずしも十分になかったことに対して、このプログラムは、20年前に南アフリカ共和国でスタートしたわけですが、ここでは20年間のそういった健康増進活動がどのように健康状態に影響したかの実績データを保有しておりました。そして、世界17カ国、現在840万人を超えるメンバーが全世界にいらっしやる。もちろん、違う人種のデータをそのまま適用するわけにはいきませんが、こういったものを参考として商品開発に成功できたということでございます。

<資料1-2:12ページ>

具体的に顧客のカスタマージャーニーは、12ページにございますとおり、①まず自分自身の健康状態を知って、②改善の取り組みを行い、③御褒美を楽しむ、というプログラムになっております。

<資料1-2:13ページ>

13ページにございますポイントによって会員のステータスを決定するわけですが、委員の皆様のお手元には赤いパンフレットがございまして、こちらのパンフレットの6ページ、8ページ、10ページ、12ページにイメージが詳しく書いてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

決して1つの項目、たとえば運動だけでゴールドにはなりません、さまざまな要素をバランスよく取り込むことによってゴールドステータスが獲得できるという仕組みとなっております。

<資料1-2:14ページ>

14ページにございますように、そうはいつても、1年に1回の御褒美ではなかなか人は続かないというのがございますので、それ以外の各種インセンティブが盛り込まれております。例えば1週間に1回の目標を達成すると、ローソンのコーヒーやスムージー、あるいはスターバックス様のコーヒーギフトが当たったり、ゴールドステータスになると、ホテルズドットコム様の予約が4割引で活用できたりといったプログラムのインセンティブが盛り込まれているということでもあります。

<資料1-2:15ページ>

15ページでごらんいただけますように、実はこのプログラム、Vitalityの付加されていない生命保険と比較して、最初から保険料が15%割り引かれております。1件当たりの主

力商品の保険料を1万2000円としますと、全く同じ保障内容で最初から1万200円で御加入いただけるということでございます。人は一つの目標に向かって努力し、目標を達成したら御褒美がいただけるよというよりも、最初に御褒美を与えられておいて、サボると奪われてしまうというところのほうが頑張ることができるということも行動経済学の原理でございます。

<資料1-2:16ページ>

ステータスの判定は、オンラインのセルフチェック、健康診断の結果、厚生労働省の推奨するがん検診等の予防の結果、あるいは歩数・心拍等ではかる運動の実績で行います。

<資料1-2:17ページ>

南アフリカ共和国では、20年間の取り組みによって、こちらに記載のように死亡率、罹患率が減少したという実績がございます。かの国の平均寿命は67歳ということですが、Vitalityの一番高いステータスの平均寿命は88歳になっているという実績が出ております。

<資料1-2:非公開>

こちらのシステムは、こちらに記載しておりますような最新のテクノロジーを取り入れているというところでございます。例えばお客様の行動を計測するウェアラブルデバイスでございますとか、そういったデータを毎日毎日蓄積しているプラットフォーム。DSY-VDPというのは、Discovery Vitality Device Platformの略語でございます。

ソフトバンク様の提供するスマート体組成計の利用や、その他のアプリケーション、あるいは人工知能、画像認識等をプログラムで利用しているというところでございます。

<資料1-2:非公開>

デバイスについては、世界各国で普及している、ここに記載されているようなウェアラブルデバイスから、Bluetoothでスマートフォンにデータを飛ばして、そこからアプリを通じてVitalityのシステムのほうにデータを接続しており、それを我々がポイント評価につなげているというところでございまして、お客様が一々歩数等を入力しなくても自動で計測が可能となります。

<資料1-2:非公開>

仮にデバイスを持っていなくても、スマートフォンに内蔵されている歩数カウンターで計測することもできるというところでございます。

<資料1-2:非公開>

20ページに具体的なテクノロジーについて記載をしておりますが、こちらは説明を割愛させていただきます。

<資料1-2:非公開>

21ページです。南アフリカのほうでは、これは写真で撮ってきたのですが、スーパーマーケットやスポーツ用品の販売店等でメンバーが健康的な食材であるとか、健康的な商材を割引きで買えるという形になっておりまして、該当商品についてレシートでVitalityの

マークがついて、自分が受け取ったベネフィットが日々実感できるという形になってございます。

<資料1-2：非公開>

日本でもオンラインスーパーで同様の仕組みを導入してございますが、こういったものによって、我々はここに記載されているようなデータを蓄積することができる。例えば歩数、心拍、運動時間、ジムの利用等々、あるいは健康状態についてのデータ。さらには、左側の下にございますように、各種パートナー企業様の購買情報、利用情報、それからオンラインのアンケートに自分でお答えいただいた情報等が蓄積されていくというところでございます。

<資料1-2：18ページ>

このデータについて、Vitality加入者への有用な利益還元ということを目指しまして、産学連携でこちらに記載の研究所、学術機関様と連携をしているというところでございます。

<資料1-2：19ページ>

ちょっと言い方は悪いのですが、生命保険というのは、従来死やリスクを語って商品の必要性を訴えている部分があったのですが、こういった取り組みによって、生を語って、よりよい自己実現を目指して、ということでお客様にアプローチできるということで、ある意味生命保険ビジネスモデルの変革にもつなげられるのかなと考えてございます。

<資料1-2：20ページ>

パートナー企業様と一緒にになって保険会社の本来事業を整々と推進することで社会全体をよくしていくという、ハーバードのポーター先生が提唱されているクリエイティングシェアードバリュー、CSVの取り組みの理念にも合致するのかなと考えておるところでございます。

済みません。会社の宣伝みたいな発表になってしまいましたが、以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、議事「(3) 各省における直近の取組トピックス」に進みます。まず、総務省から資料2-1「『情報銀行』の社会実装に向けた取組」について、御説明を5分程度でお願いいたします。

○飯倉調査官 総務省、飯倉です。お世話になります。

<資料2-1：「情報銀行」の社会実装に向けた取組>

前回も情報信託機能認定の指針の説明をさせていただいたところですが、その後の差分ということで、進捗について御報告させていただきます。

<資料2-1：1ページ>

初めのページですが、これは前回説明させていただきました情報信託機能認定の指針のver1.0になります。認定基準とかモデル約款の記載事項、認定スキーム、こういったものを6月に公表しております、我々とする、これを使って認定をする団体が出てきてくれないかなと思っておったわけでございます。

今回の差分につきましては、下のほうに書いていますが、今日もお越しいただいておりますが、一般社団法人日本IT団体連盟さんのほうで認定をしていただけるということが内定いただいた、組織として決定いただいたということで、そこが差分、動きということになります。

手続に関しては、認定を開始するに当たって、特段国のほうの手続はございませんので、それが意味民間の任意の認定の仕組みということでもありますので、準備ができ次第認定がスタートするという事だと思っております。

<資料2-1：2ページ>

組織としては、このページの上のほうにありますように、8月にIT連さんのほうの組織の中で手続を済ませておると聞いておりました、その後、10月に認定を希望する事業者さん向けの説明会などを準備しております、そういったことを含めて、近々プレスリリースを打つと聞いております。もちろん、何をやってもいいというわけではなくて、我々が取りまとめました指針、ここに書いてあるような運用スキームを踏まえましてやっただけということでありまして、外れると我々のほうからも何か言わないといけないことが出てくるかなと思います。これは期待しております、よろしくお願ひしたいと思ひます。

<資料2-1：3ページ>

続きまして、認定の指針の見直しに向けた検討をまたやらないといけないと思ひています。ver1.0というのは、まだ参入の事業者さんもない中でつくったものでございまして、そういう意味では、今年の総務省の実証事業なども5件ほどありまして、そういったもので認定をとるところも含めて回していただいて、その結果を含めて改定をしていきたいと思ひていました。特に金融とか健康・医療といったところは民間事業者さんの期待も大きいところですし、特に健康・医療データにつきましては、今回の認定指針のver1.0では今、認定の対象の外になっておりますので、こういったものをしっかり議論して、どういうデータであれば、それをどういうふうには扱えば認定の対象としていいのかといった議論をこの秋から年内、年明けにかけてしていきたい。そのための検討会をもともと経産省さんと一緒にやっけて、ワーキンググループを2つつくって、そこで検討して、そのアウトプットを親会である情報信託機能認定の検討会で報告して、認定指針の見直しといった議論をしていきたいと思ひております。

<資料2-1：4ページ>

来年度の予算の概算要求ですけれども、今年度の実証事業の予算が3.3億。平成31年度が要望額として3.0億円。少し控え目な規模で予算要求をしております。

<資料2-1: 5、6ページ>

次は今年度の実証事業の5件です。本日産経さんに日立さんのお取り組みが載っていましたが、それがこのページの下の方の取り組みになります。それを含めて今年は5件ほど取り組みがありますので、そういった実証を通じて指針の見直しなどにもつなげていきたいと思っております。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、続いて経済産業省から資料2-2「データ利活用に向けたルール整備・プロジェクト創出に関する進捗」について御説明をいただきます。

○河野総括補佐 経済産業省の河野です。お世話になります。

<資料2-2: データ利活用に向けたルール整備・プロジェクト創出に関する進捗>

前はポータビリティに関する調査の動向を御紹介させていただきましたけれども、その際に主に産業データの活用に関して法律とか予算、税制などの政策を構築したということをお紹介させていただきました。

今回は5分間いただきまして、そのプロジェクトの進捗を簡単に御紹介させていただこうと思っております。

<資料2-2: 1ページ>

前半のほうは、経産省として「Connected Industries」という言葉を掲げて、産業政策として競合を含めて複数企業がデータを協調し合うとか、その中にベンチャー企業も入ってデータを活用する環境をつくっていく、そうしたことを産業政策として1年ちょっと前から掲げて、政策の構築を進めているところでございます。

<資料2-2: 2ページ>

コンセプトの図などは何度か御紹介させていただいたことがあるかもしれませんが、ユーザー同士、あるいはユーザーとサプライヤー、ビッグデータ化してデータをシェアする。例えば後世に技術を伝承するとか、いろんなところでデータの活用、AIの活用を進めていくということを進めてきているところでございます。

<資料2-2: 3ページ>

そうした産業をSociety5.0の実現につなげていくということで取り組みを進めているところでございます。

済みません。最初のほうはかなり駆け足で、コンセプトのところなので飛ばしております。

<資料2-2: 4ページ>

去年の10月、幕張で行われたIoTの展示会、CEATECで世耕大臣から5つの重点分野ということで、ここに掲げております5つの分野。データの量のポテンシャルとか、あるいは国

際競争力の観点から選択をし、その分野におけるデータの協調とか、あるいはAIベンチャーの活用、そうした取り組みを進めてきているところでございます。

<資料2-2：5ページ>

特に横断的な施策として上の緑色で書いておりますような法律の話、前回も紹介させていただきましたが、データの共有事業者の認定制度、ベンチャーと大企業の連携、AIシステムの共同開発、データの契約ガイドライン、こうした取り組みを進めてきておりますし、左下の青枠は基盤整備ということで、人材育成やサイバーセキュリティー。右下はさらなる展開ということで、海外との共同開発とか、あるいは地域・中小企業へのIT化支援。そうしたことを進めているところでございます。

<資料2-2：6ページ>

この紙は前回も御提示したかもしれませんが、左に産業データ、右に個人データ。上に利活用、下に保護ということで、一応マトリックスにしてそれぞれの施策を整理しているところでございますが、黄色の吹き出しで書いておりますとおり、特にことしの6月あたりに集中しましたけれども、ルールの整備が進んできているところでございます。

以後のスライドで具体的な取り組みなどを簡単に御紹介させていただきます。

<資料2-2：7ページ>

こちらは、生産性向上特別措置法ということで、ことしの6月6日に施行された法律です。左の緑色の規制のサンドボックスとか、右側の中小企業の設備投資。固定資産税をゼロにする自治体を支援するといったことを含めた、2つ目の柱としてデータの連携や共有の加速ということを入れております。それによるIoT投資の減税措置、それから国に対する公的データの提供要請制度の創設。こちらをこの中で規定をさせていただいているところであります。

<資料2-2：9ページ>

我々のほうで18億円ぐらいではありますが、29年度の補正予算でデータの共有事業の創出のためのフィージビリティスタディーを採択させていただいております。6月と7月にそれぞれ12~13件採択させていただいております。合計25件の事業者による競合他社も含むデータの協調。これを我々のほうで後押しをさせていただいております。

<資料2-2：10、11ページ>

1次採択をした13件がここに書いているような企業です。上の2つは医療関係ではありませんけれども、さくらインターネットが宇宙のデータ。JTBが旅行のデータ。慈恵医大も医療です。シップデータセンターは、国交省さんと一緒にやらせていただいておりますが、海に関する運航データです。いかに省エネな航路を設計するかとか、そういったことに役立てております。石油エネルギーセンターは石油精製、化学の保安に関するデータをシェアする。大学成績センターは、採用のマッチング、大学のまさに履修履歴のデータを社会人でも継続利用を可能とするとか、あるいは企業による採用に役立てるといったことを進めていく。といった幾つかの企業を採択させていただいております。

<資料 2-2 : 14ページ>

こちらは2次採択ですけれども、一番上がインダストリアル・バリューチェーンということで、これはDMG森精機、ファナック、三菱電機、それぞれが持っている産業機械のデータプラットフォームの間をつなぐブロックチェーンを活用した安全なデータシェアの仕組みを我々のほうでシェアをしております。インテージは小売に関するマスターデータをつくるという取り組み。その下のSGシステムは、きょうの午前中、立ち上げの会合に参加してきましたが、物流に関するサプライチェーンのデータをシェアする取り組みなど、そうした取り組みが広がってきております。

7月に主に全体を採択しておりますので、これからプロジェクトの成果が見えてくるとは思いますが、成果の発信に努めていながら、ほかの分野への波及といったことに努めていきたいと思っております。

済みません。時間がないので割愛いたします。

<資料 2-2 : 15ページ>

産業データ促進事業を進めてきて、今、申し上げたような幾つかの分野のデータのシェアを促進してきております。そういった取り組みへの横断的な支援として、例えば右の上、データの標準化ということを進めてきております。データ流通推進協議会（DTA）と連携しながら、データのカタログの整備、共通語彙をセンサーデータにもつくっていくということ始めておりますし、あとは国内外のデータ流通の基準の調査なども進めていこうと思っております。個々のデータ共有事業をまたがるようなデータのシェアをいかに進めていけるかということで、標準などの基盤を調査しているということでございます。

真ん中の右に「データ分析コンテスト」とあります。民間企業でSIGNATEさんという方がいらっしゃって、そこに委託をしたりしているのですが、データを持っていますと。それによってどういうサービスが生まれるかわかりにくいので、コンテストをしたいですという大企業さんとかをつないで、サービス開発のアイデアを創出するというのをやっております。

右下に「その他」ということで、契約ガイドラインとか、あるいはIoT推進コンソーシアムのほうでも弁護士さんなどが入ったお悩み相談所を今年度も設置しております。御協力、いろいろとありがとうございます。こちらの判例集みたいなものも第2版をこの間出させていただいたところです。宍戸先生、ありがとうございます。

<資料 2-2 : 17ページ>

そこから出てきている課題点ということで、言葉で簡単に書いてございます。先ほど言葉で申し上げましたとおり、1つ目として、それぞれのデータ事業の中での事業の全体像あるいは具体像をつかむための、データの連携とかデータの標準みたいな言葉はみんな言っているのですが、それが具体的に何を指しているのかとか、具体的にどういうことなのかとか、データの形式なのか、ファイルの形式なのか、文法なのか、語彙なのか、単語なのか、そのあたりの表現がまだばらばらなところがございます。したがって、我々として

は、採択した25社を事例として、うまく共通ルールみたいなものをつくっていきたいと思っているというのが1つ目です。

2つ目は、簡単に言うと各共有事業者を超える物流、Society5.0の取り組みを内閣府で進めておられますけれども、そこでの連携も見据えた分野横断的な共通ルールにも派生していく問題かなと考えております。

下に赤字で書いてございますが、共通技術も幾つかあると思います。データクレンジングとかデータ変換みたいな共通して活用できるものがあると思いますので、そうした形で何が標準的なものなのかということをお今回のこの補正事業を皮切りにしっかり整理をしていきたくて考えております。

<資料2-2:18ページ>

もう一つ紹介させていただきたいのが、AIベンチャーとデータを持っている大企業の連携という事業ですけれども、データの活用といったときに、先進的な技術を持つベンチャー企業とのオープンイノベーションは非常に大事な課題となっておりますし、いわゆるAIなどをつかさどるベンチャー企業も相当ふえてきているところです。そうした方々をいかに大企業のデータ移行システムに入れていくかということもConnected Industriesの重要な課題となっております。

<資料2-2:19ページ>

幾つか採択している企業の名前がこちらです。皆様もごらんになられたことのある企業さんがいらっしゃるかもしれませんが、左側がベンチャー、右側が大企業です。MUJINさんとかZMPさん、あと、シナモンさんは水戸出身の若い女性の社長さんということで、よくメディアにも出ておられます。

<資料2-2:20ページ>

こちらは2ページ目です。グリッド、ABEJA、PKSHA Technologyは、去年マザーズに上場して、割と脚光を浴びてございますが、そういったところとデータを持っている大企業とのデータ連携、AI連携を支援してございます。うまく1対1のサービス開発を促進して、データの活用の実績をなるべく表現して、皆さんに紹介して、それ以外の横展開につなげていきたいというところでございます。

こちらは対外非公表ということで、ホームページには載せられませんが、それぞれの事業の具体的なイメージです。MUJINはソフトバンクさんと組んで倉庫の無人化のための、左下に書いてあるようなサービスを導入していくということですし、右側のSynthetic Gestaltというのは、ことしの3月にできたばかりの新しい会社なのですが、AIを使って酵素を抽出するというサービスを持っていて、それをキリンさんと連携していくということになっています。

グリッドというのは、インフラに特化したAIのシステムを提供している会社でございます。それが千代田化工。あと、千代田化工の後ろにアドノックというアブダビの会社がございまして、そこでのグローバルな連携を進めていくということになってございます。

右側のシナモンさんは、手書きの文字を電子化するという事で、非常に高い識別率を持つサービスを提供している会社ですが、昭和電工という化学のメーカーに何十年という研究成果の手書き文書があるようでして、それをうまく解析可能にしていく。行く行くはそれを業界横断的なサービスとして提供する、そういうものを見据えた支援を我々として進めているところでございます。

<資料2-2：24ページ>

これは最後です。40億ぐらいの金額ではございますが、経産省の来年度要求として、一応一丁目一番地な位置づけで、Connected Industriesのさらなる創出を進めていくこととさせていただきます。大企業同士がデータをシェアする。業界共用のデータ基盤というものをつくりながら、今、紹介したようなAIベンチャーが多数参画するようなシステムをつくっていく。そこでできたサービスモデルをグローバルに展開していくということを進めていきたいと思っております。

主に産業データを想定してございますが、個人データも排除してはおりませんでして、うまくこの場で共有できるようなユースケースをつくっていききたいと思っております。

済みません。ちょっと長くなりましたが、以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

続いて、議事「(4) 今後のWGの進め方について」に入りたいと思います。事務局から資料3に基づいて御説明をお願いいたします。

○吉田参事官 発表していただく落合先生はもう少しおくれて御参加ということだったので、一遍ここで区切らせていただいて、意見交換をしてということで予定していたのですが、今、安念先生と相談させていただきまして、スケジュール自体はそのままで、私のほうで今までのものとこれからの進め方のところを話させていただいた上で、一度意見交換。その後、落合先生にプレゼンをしていただくという形で進めさせていただければと思います。

<資料3：今後のWGの進め方について ページ1>

第1回の会合は、7月末に再びキックオフということで、政府の取り組みのフォローアップがございました。今回は第2回ということで、今、進めております。

次回以降、第3回、第4回、第5回と、お忙しい中、基本的に一月一遍ペースで進めたいと思います。

これまではデータの活用に関する政府あるいは企業、業界の取り組みということで御紹介いただいて、ディスカッションいただくという形でございますけれども、第3回に関しては、第1回の議論で自治体が保有するデータをいかにして活用できるようにするかという話ですとか、あるいは個人情報保護法との関係といったところに対しても問題提起がございました。ですので、第3回は行政機関等が保有するデータ活用に向けた取り組みとい

うことで、国、自治体、あるいは個人情報保護法ですので、民間の企業も含めてでございますが、こういったところの保有するデータを活用するための今の取り組みについて、個人情報保護委員会の事務局、総務省の自治行政局などの参加をいただいてディスカッションしたいと思います。

第4回以降は、現時点で考えて、安念先生と御相談申し上げているのは、ここから分野別のヒアリングということで、第1回でも何人かの構成員の先生方から御意見、御質問が寄せられました医療・健康分野について、事業者の取り組みなどのヒアリングをして、それでディスカッションをお願いしたいと存じます。

第5回は、ここで人材分野、産業データ分野と銘打ってございます。これは完全に分けた議論でございますが、人材については前回橋田先生からも1つ、教育データ、学習データの活用に関する御意見がございました。学校教育現場からもう少し広げて考えてみますと、人材の育成、あるいは人材の評価に関してデータをいかにして活用していくのかというところは、教育現場のみならず、例えばフリーランスの方々の評価とか、いろいろな働き方の現場における活用というところにもつながってくると思いますので、人材分野で一つテーマ設定をしたいと思います。もちろん、隣国で非常に話題になっておりますスコアリングも視野に入れて御議論いただければなと思います。

産業データに関しては、先ほど経産省、河野さんから御紹介がありました産業データ共有促進事業の成果も出てきている時期かと思っておりますので、その御紹介と、それを踏まえた課題、さらに産業データと個人データの関係みたいなところもこの辺で議論できればなと思っております。

年明け以降は、基本的にはペースを維持して論点整理、今後の当ワーキンググループでのアウトプットに向けた検討といったふうに進めさせていただければと思います。

<資料3：2ページ以降>

2ページ以降は、第1回のときに構成員の先生方から御発言いただいた中身を整理させていただいております。そういう意味では、これは第1回目だけの仕掛かりでございますので、これに第2回以降も追加していき、意見交換に資するよう、ふやしていきたいと思っております。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

今、吉田参事官から御説明いただきましたように、落合先生のプレゼンは後ほどお願いすることといたしまして、今までのプレゼン等について質疑応答の時間を一旦とりたいと思います。どなたのプレゼンについても結構でございますので、よろしかったらどうぞ。越塚先生。

○越塚構成員 ちょっと久しぶりということもあるので、簡単な質問をさせていただきたいのですが、三菱UFJさんのも住友生命さんのも非常におもしろく聞かせていただいたのですが、一つずつ質問です。まずDPRIMEのサービス、資料の7ページ目のところを見させていただいて、「パーソナルデータの運用先を指定」というところがあって、これが肝かなと思ったのです。情報銀行で信託というよりか、これを見た感じだと、一人一人全部オファーをやっていく感じなので、かなりVRMに近いのかなと思って見ていて、信託だけど、これだったらほとんどVRMと同じかなと思うのですが、そのあたり、もうちょっと違うところで信託ぽいようなところがあるのか、やはりこういうサービスになってしまうのかなというところが一つです。

もう一つは住友生命さんのほうで、データを使って健康増進のことを促進するということがあります、個人情報、データを使いながら保険の値段の変動になってくるということでいったときに、場合によっては体の弱い人が金をどんどん取られて、丈夫な人だけが得をするみたいなイメージがあるかなというのを一瞬受けてしまって、例えばデータを使うと、自動車のほうだと、理想的な姿として最終的に誰も事故を起こさなければというのがありますけれども、生命保険の場合は、どうしても絶対人は死ぬので、どこかで支払いが必ず起こるという意味だと、データを使えば使うほどその格差が広がってしまうというあたりはどのような議論がなされているのか。この2点をお願いいたします。

○安念主査 齊藤さん、西野さんの順で御説明いただけますでしょうか。

○齊藤氏 では、1点目の質問にお答えいたします。VRMなのか、情報信託なのかということですが、我々は情報信託のほうで考えていまして、具体的に申し上げますと、この画面だけ見ると、個人が来たオファーをその都度確認するような静的な画面に見えるのですが、実際これは利用企業様とユースケース単位でこのオファーというのが作成されると考えています。もう少し具体的に言うと、例えば歩行情報プラス自分の睡眠データ、そのデータのパッケージの組み合わせが欲しいですと。その目的はこういう目的で、リターンはこういうことですかみたいな単位でオファーが作成される認識です。

そういった単位で言うと、オファーの数がそれなりの数になってくると考えていまして、これが例えば100とか200とか一覧で出てきたときに、個人がそれを全部見切るかということ、恐らく見切れないのではないかという意味で、その個人にどういったオファーであればその人のためになるかという部分において裁量が一定程度必要なのではないかと考えていまして、個人のUXを最適化するという点で、真ん中に立つ第三者機関たる信託銀行というのがある程度やってもよいのではないかと考えております。

以上になります。

○安念主査 ありがとうございます。

西野さん。

○西野氏 住友生命の西野でございます。御質問ありがとうございます。

一部誤解があるといけないので念のため申し上げますが、健康状態によって割引を行うのではなく、健康増進活動によって割引を行うものでございます。すなわち、体の弱い人の保険料が上がるのではなく、努力をしない人、健康増進活動を怠る人の保険料が上がっていくという形でございます。健康状態によって割引を行ったり、割増しを行ったりする考えは、従来の生命保険にも既にごさいますして、例えば非喫煙体割引という商品がございますし、専門用語では「優良体割引」と言うのですが、本商品はそれだけではなく、毎日毎日の取り組みによって上がったり下がったりするものでございます。どちらかというイメージとしては、いいとこ取りのクリームスキミングを目指すのではなく、日ごろ何かきっかけがあればやろうと思っているのだけなどお考えの人の背中を押してさしあげて、継続を促してさしあげるような、表現の仕方が十分でないかもしれませんが、そういったイメージの商品でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

橋田先生、どうぞ。

○橋田構成員 私も2つの件に質問があります。まず、DPRIMEのほうですけれども、7ページあたりでもいいかと思いますが、エンドユーザー1人当たりの年間のキャッシュフローはどれぐらいと推定されていますか。例えば3万円とかそんなものなのかなという感じがするのですけれども、いかがでしょうかというのが一つ。

もう一つは、住友生命さんのVitalityに関しては、結構いいデータがつくられて、使われるというふうに見えるので、ぜひそのデータのポータビリティを図っていただいて、直接提携していないスポーツジムとか、いろんなところでそのデータを使って健康増進ができるようになっているといいなと思いました。

○安念主査 橋田先生の第1番目の質問は、ちょっと変形すると、どれぐらいのキャッシュフローがあると情報を預けるインセンティブになるだろうかという問題でもありますね。

○橋田構成員 そういう意味です。

○安念主査 いかがなものでしょうか。

○齊藤氏 まず、1点目の質問に関してお答えさせていただきます。数字で申し上げると、ひとり歩きするところがありますので、やや慎重に言葉を選ばせていただくのですが、従

前我々の内部で数十名規模でヒアリングをさせていただいた結果だけで申し上げますと、まず金銭に関してインセンティブをとる人ととらない人がいるというのがわかっております。具体的に言うと、私のバイタルのデータを上げるかわりに5万円を買い切りでいただけますというオファーに関して、気持ち悪いと感じる方も相当数いらっしゃいまして、何でそんなにもらえるのかというところ、個人の想像がつかないレベルだと逆に抵抗感を生むというのも一つわかっております。

2つ目でわかっていることとしては、比較的男性、女性による差異があったり、現在勤めている会社さんが上場なのか、非上場なのか、個人事業主なのかとか、そういったレベル感でも金銭に対する感度みたいなものが変わってくるというところもわかっておりまして、結論としては個人によりけりというところになってしまうのですが、サービスとして返ってくるというところもないと、金銭だけだと、データを提供するという意味でなかなか動かないのではないかと考えております。

そういう意味では、報道とかですと金銭が先に立って報道されてしまっている嫌いがあるのですが、我々としては金銭だけではなくて、データを渡すことによって、先ほどの住友生命さんのような、個人にとってベネフィットのあるサービスというのが返ってくるのが本来我々としてはやりたいことかなと考えております。

○安念主査 西野さん、お願いします。

○西野氏 御質問ありがとうございます。

メンバーのデータのポータビリティのところは、今、イメージがまだできていないところでございますが、スポーツジム等、いわゆる健康増進活動をしていく上での施設へのアクセシビリティというか、その辺については、今後メンバーの方々がいろんなジムに行って運動したものが反映できるように拡充したいと。そのためにどういったことが必要かというのはいろいろ検討していきたいと考えております。現在は直接システムがつながっている提携フィットネスジム様の利用情報を回していただくような形になっておりますので、そういったことで工夫をしていきたいと考えております。

○安念主査 早晚課題になってきそうな感じですね。ありがとうございました。

最初の齊藤さんのお答えは、ある程度人によって違うというのは、そうかなという気がいたしましたけれども。

ほかにいかがでしょうか。新保先生、どうぞ。

○新保構成員 慶應義塾大学の新保です。

前回、行政主導の発案はつまらないみたいな、なかなかチャレンジングなお話をさせていただきましたけれども、きょうは民間による御提案ということで、非常に魅力的な事業

展開ができるということがわかる有益な情報をいただきましたが、今回も非常にわかりやすい例を御紹介いただく一方で、営業秘密であるとかノウハウの開示などにつながるので、事業展開に支障が生ずるということで、こういう場で御発表いただくというのは今回非常に英断であったのかなと思うわけです。例えば三菱UFJ信託銀行からは、対価について御質問がありましたが、例えば対価も金銭のみを念頭に置いているのか、さまざまな対価の支払いの方法があるであろうと。

または、妙にお金がいっぱいもらえて気持ち悪いという社会的な受容性について、世間一般が個人情報をはじめとする情報の利用についていろいろとセンシティブになっている部分がありますので、ですから、先発組といたしましうか、こういったサービスを積極的に展開する事業者のサービスが本当に大丈夫なのだろうという不安を持ってしまって、すばらしい事業展開でありながら、そういったところにちゅうちょしてしまうということもあるのではないかと。

一方で、住友生命保険の新しい生命保険のビジネスモデルの新たな発想、今までとは全く違う観点から考えるといったような非常に魅力的なサービスが展開できるであろうということが本日の内容かと思えます。

私からは意見のみですが、2点あります。一つは、データの利活用を促進する取り組みのあり方について、大きな話として、今回今後の進め方ということと、前回も今後の進め方、そもそもまだ白紙であるということとありますので、本日も引き続きこの2点、データの利活用を促進する取り組みのあり方をどうするのかということについての意見が1点。もう一つが規制のあり方の検討の方向性をどのように考えていくのかということについて。

1つ目は、データの利活用を促進する取り組みについて。本日御案内いただきました御提案も含めて、こういったアイデアがいろいろなところであると。ところが、このアイデアを実現するために法的に何らかの対応がどうしても必要になってくる場合が多いだろう。とりわけデータの利活用ということになりますと、データの利活用をめぐるさまざまな法規制を遵守しなければならない。そうしますと、せつかくこういう場でこういう形で非常に魅力的なさまざまなアイデアがあるということを展開していただくというからには、データの利活用を促進する取り組みをどのように支援していくのか。それを積極的に支援するという支援の方法を御検討いただいたほうがよいのではないかと。

既に特区も活用されていますし、レギュラトリーサンドボックスも動き出しておりますし、特区の活用というものについては、最近、ようやく「もりかけ」という言葉を余り聞かなくなりましたが、そういうところで特区の活用についてはどうしても別のそんたくが働いてしまうということがくれぐれもないようにしていただきたい。

具体的に個人情報に限ってみても、そもそも個人情報の取り扱いに該当するのか、微妙な場合にはその情報の取り扱いにちゅうちょします。さらには営業秘密であるとか、その他知的財産保護の観点から許諾が得られないといった場合には、例えば著作権法については、付随対象著作物の利用について、著作権法改正によって対応しているわけですがけれど

も、一方で、個人情報については、これは私の個人的な言葉ですが、付随データ、副次的情報と呼んでいるのですけれども、事後的に個人情報に転化する情報であったり、当初個人情報とは考えていなかったデータ、または例えば顔認証して認証するデータ、プレートなどをとつても、当初は取得する予定ではなかったけれども、結果的に皮膚の色という情報がエラー原因であるということが判明すると、これは要配慮個人情報の取得になってしまったり、いわゆる副次的情報、付随データの取り扱いについては、個人情報の取り扱いの観点からいまだ何も考えていないというところがあります。

AIの研究開発をするときに事前に利用目的を全部特定するということが、ビッグデータの活用はできないわけですから、そうすると、そういった観点からの視点が必要である。さらに、事後的な目的外利用についても、匿名加工情報などの利用という形にしてしまえばいいのですが、そうではなく、個人情報として取り扱うといった場合には、想定外の利用も想定したサービスというものを事業者側が考えている一方で、事後的な目的外利用については本人同意が必要な部分とか、そういったところについて考えるべきではないかというのが1つ目。

もう一つは短いお話ですけれども、規制のあり方について2つあります。規制緩和についていろいろなところで議論がなされますが、最近のAIの活用については、そもそも規制がない。自律型のロボットの活用についても規制がない。自動運転についてもそもそも規制がない。安全運転義務ぐらいだということになりますと、規制緩和のみならず、規制の不存在による萎縮効果というものについては、私がいろんなところで申し上げているところですが、かなり慎重に考えておかないと、特に日本の法令遵守の文化から考えると、法規制がないとやらないということになってしまうと、これは元も子もありませんので。

そうすると、例えば航空法の改正によるドローンの飛行ルールが決められたことによって、逆にドローンが飛ばしやすくなったとか、現に海外を見ても、EUのGDPRはかなり厳しい規制をとりながらも、国内の産業競争力を向上させるという効果、いわゆる非関税障壁的な効果を発生しているという観点からも、このような視点からの検討も必要ではないか。

最後にもう一つ、規制のあり方について、データがつながって有効活用すると。Connected Industriesというキーワードで、非常にわかりやすいのですけれども、ところが、民間の事業者側からすると、何かをやろうとすると、行政の規制が現に縦割りの部分がありますし、こういったところについて、行政の規制の取り組みをシームレス化するのにどうするか。今、ちょっと思いついて、Connected Industriesでなくて、Connected Authorityもいいのではないかなと。行政機関のオーソリティーも。ですから、Connected Industriesだけでなく、Connected Authorityも頑張ってもらいたいというのが私からの意見であります。

○安念主査 どうもありがとうございました。規制がないと動き出せないというのは、日本の場合、よくある現象ですね。

大橋先生、どうぞ。

○大橋構成員 ありがとうございます。

それぞれ1点ずつ御質問させていただければと思います。三菱さんのは非常に参考になったのですが、例えばデータの正しさというのは、信託の定義がわかっていないのかもしれないですが、これはMUFJさんとしては保証する必要がないということによろしいのでしょうか。つまり、これはお金になるといって、多分いろんなノイズを入れる人が出てくるのではないかなというのが1点です。

2点目は、2番目の御発表についてですけれども、最初に15%オフで保険料を入れられている理由は、Vitalityに例えば対象商品を入れるというところでフィーが発生しているから、その部分を15%に回している。あまり言えないのかもしれないですが、そういうところなのかなとイメージしていますが、間違っていれば御発言いただければと思います。

○安念主査 また齊藤さん、西野さんの順番でお願いいたします。

○齊藤氏 1点目の御質問にお答えいたします。データの信憑性という形の御質問だったと思うのですが、そちらについては、選択可能な状態で、我々ではどちらを優先することはないという前提で今、考えております。具体的に申し上げますと、例えば歩数のデータのデータソースは複数考えられまして、一つ一般的なものは、スマートフォンのGPSをオンにしておくことで勝手にとられている歩数というのはあります。

もう一つソースとして考えられるのは、今、IoTデバイスの中の一つとしてスマートフットウェアというものがございまして、こちらは靴の中にセンサーが入っているようなIoTデバイスです。この歩行データはある意味うそがつけられない歩行データになっていまして、歩容というその人固有の歩き方とセットで歩数をとっているというところになりますので、歩数のエビデンスとしてはそれなりに確からしいデータになります。

我々としては、歩数データというカテゴリーの中に、スマートフォンから取得した歩数のデータもあれば、そういったIoTデバイスからとったものもあるという形で、並列で置けるような状態を想定しておりまして、データ利用企業からすると、スマートフォンのデータだけだと余り頼りないので、スマートフットウェア版の歩数データであればこれぐらいの対価みたいな形のオファーの設計があり得るのかなと考えております。なので、そこに関して、我々が余り裁量をきかせ過ぎると、ちょっと自由度が損なわれてしまうかなと思っていますので、そういった形で今、想定しているというところです。

○安念主査 西野さん、いかがですか。

○西野氏 2つ目の御質問のところですが、詳細はともかくとしまして、端的に申し上げれば、努力を怠ると上がる可能性がある、健康増進活動を頑張ると下がる可能性がある商品に御加入される人は、そうでない人に比べて、死亡率や罹患率が低いという他国の先行事例がございます。死亡率で言うと、Vitalityに加入する方はそうでない商品に加入する方に比べて相応に低いということで、先行事例がございますので、こういったものを踏まえながら割引を設定したわけでございます。

○安念主査 なるほど。わかりました。
では、どうぞ。

○林構成員 ありがとうございます。

DPRIMEとVitality、両方について同じ質問が1点ございます。集約されるデータの中、特にヘルスケアデータについて、医療機関における検診や診察の医療データを含めることを考えておられるかどうか。もし考えたけれども難しかったというのであれば、具体的にどういう点が難しかったかということをお伺いしたいと思います。

もう一点、三菱様のほうにお伺いしたいのですが、信託型をとるという場合に、信託手数料というものはどのように設定されるおつもりか。固定費となりますと、個人がデータを提供することで受けるインセンティブにかかわらず、固定的に信託料が発生すると思いますので、その点をどのように整理されているのか、お教えいただければと思います。

○安念主査 西野さんのほうから、第1点だけですので、お願いできますか。

○西野氏 私どものプログラムは、加入者が健康診断の結果の5項目をスマートフォンで自ら入力して、エビデンスを写真に撮ってアップロードしていただくという仕組みを現在は設けているわけございまして、医療機関から直接データを顧客の同意のもと連動することを考えているかという御質問であれば、将来的にそういうことができれば、メンバーの利便性向上につながるかなとは思っています。例えば私が人間ドックを受けている病院で、私の同意を前提に病院から直接生命保険会社にデータを提供していいよということができれば、メンバーの利便性向上につながるかなという意味で考えてございます。ただ、現時点では実現に向けた検討はまだという状況でございます。

○安念主査 齊藤さん、お願いします。

○齊藤氏 では、1点目の御質問に先に答えさせていただきます。西野様のお答えと同じになります。将来的には医療情報を含めてポータブルな状態になると個人の方にとって利便性が高いと思われるのですが、現時点で想定しているのは、一旦個人を介するという方

法で、例えば健康診断の情報であれば、先ほど住友生命様からあったような方法で、自分で入力かつエビデンスの撮影みたいな形が今時点ではベターかなと考えているのが正直なところでは。

2点目の御質問ですが、我々の信託の手数料の考え方なのですが、こちらはまだ確定的なことは申し上げられないのですが、一つ方針としてあるのは、個人の方から手数料を1円も頂戴しないという形で想定をしております。

<資料1-1:4ページ>

先ほどのスキーム図をごらんいただくと、左側がデータの出し手サイドになりまして、右側がデータの利用サイドという形で、いわゆるプラットフォーム型のビジネススキームという形で、右と左がそれぞれふえるとお互いにうれしいし、真ん中もうれしいというモデルになっています。こちらは個人の方からお金を取って、我々として収益化するというよりは、データ利用者サイド、データ需要サイドのほうから信託報酬か手数料かという形で、データを流通した実績に応じたある種変動の形でいただくことを現時点で想定しております。

以上になります。

○安念主査 それはわかりやすいですね。ありがとうございました。

もうお一方。では、どうぞ。

○矢作構成員 慶應義塾大学の矢作でございます。

きょうお話を伺って、日本の現状はこういった状況にあるのだということが非常によくわかりました。まさに戦略的な部分を含めて、よくここまでオープンにさせていただいたなというところを前提に、コメントといいますか、意見というところで。

特に住友生命さんのこの商品は非常におもしろいと思ったのです。(※)私はたばこはやりませんが、登録時、あえてたばこを吸っていることにして、どれだけひどい状態かというところをやって、健康増進しているかのようにしていけば、僕は非常に得をするのだということがよくわかりました。(※ 会議後、住友生命保険相互会社から、毎年の禁煙宣言を評価することでもととの非喫煙者と禁煙する喫煙者とで不公平が生じないようにしている旨の情報提供がありました。)

裏を返すと、これは政策的には非常にすばらしいと思うのです。そういった方々には非常にわかりやすく、日本の医療費を抑制していくためには非常に説得力があるのですが、一方で、もともと私がこの会にお声がけいただいたときの当初の話では、まさにGAFを超えて日本が世界に打って出られるような、そういった環境づくりをしていこうという話だったような気がするのです。そういう意味では、データ流通ですとかそういったところでデータのやりとりができるというのは当たり前なこと、急務だと思う一方で、今の部分で住友生命さんのことを言うつもりではなくて、多分それはバリューではなくて、まさに

利便性というキーワードでしかなくて、もし自分の調子が悪いときに車のエンジンがかからないと。かからなかった結果、事故は起きなかった。これは価値だと思うのです。

データというものをどう見るかといったときに、そのところが個人にとってどうなのかというところがこれから重要になってくるはず。マスデータから見えてくるものを細分化して、自社のリスクを最小化して、利益の最大化をしていくことを商品化して、あたかもそれが美しいバリューのように聞こえるようなものがきょう多かったのですけれども、ちょうどCSVというマイケル・ポーター先生の話があった中で、彼と議論する中で、CSVのバリューというのは、あくまでも個人にとっての価値が何なのかということについて議論しないと、大量生産大量消費のモデルではもはや立ち行かない、彼のポジショニングの理論が成立しないという時代になってきたからこそその論文なわけです。というところが引き合いに出てきたことは非常におもしろいと思った。

その中で、改めて事務局への質問というか、確認ですが、今回「白紙」というキーワードからして、私のスタンスとしては、日本が単にデータのやりとりだけではなくて、その先というところで世界に打って出られるような環境づくりをしていくための議論の場であるという認識でよろしいですかという確認が1つ。

といったときに改めて確認ですけれども、データが流通されて、それをみんなが使えるといったときには、これは絶対やらなければいけないことであるということについて、先ほど来構成員のほうからもあった、要するに、課題ということを確認にして、どう解決していくか。

一方で、流通されるデータがどのように制御されていくかということに関しては、これはGDPRも含めて、まだまだ何もできていないという実態において、そういった技術開発というのはこれからものすごく重要になってくると思う。そういったことを含めて、未来と言っても、数年先を見据えた議論でいいのですねという確認をさせていただきたくてコメントをさせていただきました。

○安念主査 後者はなかなか無気味な御確認で。

○吉田参事官 ありがとうございます。

前回「白紙」と申し上げて、一部からどよめきがあったことも認識しておりますが、あえて言いますと、白紙かつ野心的なゴールを持ちたいと思っております。もちろん、この中での議論がどういう高目の球がここに投げられ続けるかということにもよりますし、我々の議論の進め方にもよってくるかと思っておりますけれども、できる限り野心的に、まさに先ほど矢作先生がおっしゃったようなところまで見据えた議論ができればと思っております。

ただ、他方で相変わらず動いていない現状というものがあって、動いていないものが何かというと、私がデータ利活用のことを総務省のときに担当していた2年前と状況は全く

変わっていない、個人がデータを預けること、活用することに関する不安、それから企業のちゅうちょ、この状況が全く動いていないことに対して何らかの石を投げていきたいということは考えておまして、そういう意味で、今回プレゼンいただいた2社に関して、まさに個人が進んでデータを預け、活用する一つの事例ということで今回プレゼンをお願いしたということでございます。

2つ目の御質問については、正面から答えることはなかなか難しいのですが、先ほどの野心的というところで何とか受けとめていただければと思います。

以上です。

○矢作構成員 ありがとうございます。

○安念主査 では、宍戸先生、どうぞ。

○宍戸構成員 矢作先生と吉田参事官のやりとりにかかわるのですけれども、2点お願いをしたいと思います。

第1点は、三菱UFJ信託銀行さんのほうで情報信託機能の利活用をお考えくださっているということで、総務省での指針ver1.0に少しかかわった人間として、大変感謝申し上げます。今後この実証実験的な取り組みを進められる際に、今のお話にかかわりますが、個人、利用者にとってどれだけの受容性があるのか。その受容性というものを、先ほど私も言及しました指針ver1.0のどういう部分が裏打ちしているのか、あるいはこういう指針がなくても、何といても三菱UFJ信託銀行さんだからということでみんなが信頼して利用しているのか。そのあたりを把握していただくと、今後指針を飯倉さんのところで改定される等のときに、あるいはほかのデータ利活用の取り組みを考える際にも、役立つと思います。できればそういった、利用者のサービスの受容性があったかなかったではなく、それを高めているのが何に由来するのか。高いか低いかだけでなく、何に由来するのか、基礎となるデータなり分析なりも、いずれかのタイミングでいただければというのが1点でございます。

2点目は、経済産業省さんをお願いをしておきたいのが1点でございます。お手元の資料の17ページのところで、定義を収れんさせるといった作業に取り組まれているというお話を伺いました。一つには、利活用が個人の側でも何だかわからないとおびえる、それから企業の中でもおびえるということの要因は、企業の中でもデータ利活用にかかわっている人と、それ以外の分野の人とで一体何をしようとしているのかということのコミュニケーションがそもそも進まないという1段階目のギャップがあり、それと同時に、企業と利用者、一般の消費者とのギャップがあると思います。その意味で、こちらに今、出していると思いますけれども、可能性の表現であるとか言葉の定義表現を統一していただく作

業は、地味に見えますけれども、先ほど矢作先生が御指摘になったことを進めていく上でも必須な作業だと思います。

その際に、言葉遣いが余りに詳細にわたって難しいということになると、一般の利用者がわからなくなる。一般の利用者にできるだけわかりやすく、しかし、同時に正確である。両方バランスをとるとというのは大変難しいことだと思うのですが、どうしてもこの種の議論をしていくと、事業者あるいは専門家の目線で言葉遣いが非常に難しくなるという危険がありますので、ぜひどこかのタイミングで、利用者にこれでわかりますかといった作業もしていただきながら、みんなが使える定義集のようなものをつくっていただけたらいいのではないかなと思ったところです。

長くなりましたが、以上です。

○安念主査 河野さん、現段階でお伺いがありますか。

○河野総括補佐 ありがとうございます。一生懸命議事録をとっていたのですが、暇そうに見えてしまい恐縮です。

○宍戸構成員 済みません。誰も質問しなかったのです。

○河野総括補佐 ありがとうございます。

宍戸先生御指摘の点は、おっしゃるとおりだと思っております。まさにわかりやすく、データを共有事業者の外にいる人、一般の人も含めて、もっと言えば外国の人も含めて、いろんな人がそのデータに集まってくる、そういうサービス開発の環境をつくりたいという問題意識を非常に強く持っております。

繰り返しですが、Connected Industriesの考えの中で、異分野との連携、あるいはその分野に全く親和性、知見もなかったベンチャー企業がいかに新しい分野に入っていくのかということが、かねてからオープンイノベーションとかいう言葉でやってきていましたが、このデータの分野でも非常に大事だと思っております。なので、先生からいただいた御指摘を踏まえてしっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○安念主査 齊藤さん流に言えば、読まれないがちの文章をつくってもしょうがないですもん。そういうことは世の中によくある。一生懸命つくったけれども誰も読みませんでしたと。

では、ここで一旦区切りをさせていただきまして、この後は、議事の(6)の「(iii)データ取引市場に関する取組」でございます。資料4「金融業界におけるデータ流通・活

用に関する官民の動向」。一般社団法人データ流通推進協議会の事業内容について、渥美坂井法律事務所の落合先生より御説明をお願いいたします。

お待たせいたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○落合氏 御紹介いただきました弁護士の落合と申します。

<資料4：金融業界におけるデータ流通・活用に関する官民の動向、一般社団法人データ流通推進協議会の事業内容について>

私のほうでは発表する内容が多いところもありますので、各スライドを手短に発表してまいります。もし御質問等がある場合には、会議後でも結構ですので、御連絡いただければ御説明させていただきます。

<資料4：2ページ>

私は、いろいろなところでいろいろな団体等にかかわらせていただいております。そのことを記載しております。

<資料4：4ページ>

まず最初に、銀行APIに関するお話をできればと思います。

<資料4：5ページ>

銀行APIについては、改正銀行法というところが制定されておまして、これまでアカウントスクレイピングという形で家計簿であったり、会計ソフトのベンダーが銀行のインターネットバンキングの情報を取得しているという状況を改善して、APIで連携をしていくというところを目標とした法改正がされているというものでございます。

<資料4：6ページ>

その中で、銀行APIを利用する事業者というところは、金融庁への登録ということと、また、情報を出す銀行との契約締結というところを義務づけ、銀行側には、こういったFinTechの事業者との連携・協働の方針や、接続の基準を公表するようにと定めているというものになります。

<資料4：7ページ>

日本の改正銀行法というところは、欧州のPSD2と似ているような内容になっているというところがありまして、日本でもPSD2を勉強して銀行法をつくったというところがございます。端的に申し上げますと、日本の場合は接続先の義務が軽くなっているというところがあるかわりに、銀行の義務も軽くなっているというところが特徴でございます。欧州では銀行等はAPIを出して接続を強制される立場にあるのですが、日本は努力義務ということになっているというところに違いがございます。

<資料4：8ページ>

銀行APIの導入に向けた政府の動きというところで、未来投資戦略2017の中では、3年以内に80行以上という目標が掲げられておまして、そのほかの金融庁の各御担当官からも

さまざまな機会にAPIの導入を進めていくということが言われているという状況でございます。

<資料4：9ページ>

そういう中で、恐らくこの部分が本日の本題かと思えますけれども、民間側で実質的なルール形成を行っていったというのが、銀行APIに関しては状況としてありますので、その内容を御説明していければと思います。

一つ重要なのが、改正銀行法は、義務の具体的な内容、つまり、セキュリティーの対策であったり、利用者保護をどういうふうにしていくかというところの詳細は必ずしも書いておりません。一般的にFinTechの事業者及び銀行が気にしているものというところで言いますと、全国銀行協会のオープンAPIのあり方に関する検討会の報告書が重要になっておりまして、これは金融庁も御参加されて、ただ、そのほかに消費者団体とか学者の先生、接続に関係する各事業者等が参加して議論をした結果、取りまとめたものということになっております。

この中で言われておりますところで重要なポイントとしては、オープンイノベーションを図っていくということ。さらにお客様、FinTech企業、金融機関の三者のウィン・ウィン・ウィンの関係を構築していくということが視点として重要となっております。

<資料4：10ページ>

その内容として、利用者保護者に関する基本的な考え方というところでは、これは改正銀行法ができるのと同時期にできております。このため、一応改正銀行法で一定の制度が導入されるであろうということを前提にして議論がされたものではありませんが、銀行が接続先の事業者をモニタリングしていく。特に接続先の事業者はベンチャー企業が多いというところがありましたので、利用者保護者、セキュリティーについてどうしているかをちゃんとチェックしてもらおうということになっております。ここの利用者保護に関する基本的な考え方の①の接続先の適格性のチェックであったり、あとは実際に利用者に対して誰がサービスをしているのかわからないと困ってしまうので、銀行がサービスをしているのか、それともAPIを利用している事業者がサービスを提供しているのか、こういった点も含めて説明表示同意取得を求めていたりします。そのほか不正アクセスとか被害が発生した場合に、それを拡大しないようということで、接続先だけ、もしくは銀行だけが対策をしていくということにならないように、両者連携して対策を行っていくべきという内容が定められております。

さらに、利用者に対する責任・補償についても、問い合わせの窓口の設置であったり、補償範囲を明示するということを行っていくといったこともあります。さらに銀行法の枠組みの中ですと、全銀協の取り決めにおいて、もともと無過失の不正払い戻しの場合でも補償していることがありましたので、それを銀行APIの場合でも同等に補償していくようにしようという取り決めがされているのがこの内容になっております。

<資料4：11ページ>

さらに、セキュリティー対策というところに関しては、ここでも事前審査、モニタリングというところと言われています。この認証方式の考え方としては、アクセス権限の付与に関してトークンを発行していく仕組みを使っております。このトークンの利用、及び個々の取引に関する認証はインターネットバンキングと同等以上の強度を持たせるということで、セキュリティーの担保を図っています。さらに不正検知ですとかシステムの内部不正対策ということもありますし、さらに不正アクセス発生時の対応というところはセキュリティーの観点でも定められておりまして、さらにセキュリティーの見直し、高度化というところについても具体的な内容が定められているものになっております。

<資料4：12ページ>

さらに、全銀協での内容として、先ほどの報告書とは別に、APIを利用する契約のひな形というものが暫定版が公表されているというところがございます。

<資料4：13ページ>

これはどこの部分の契約かと言いますと、接続する事業者と銀行との間の契約をひな形として定めているというものになっております。

(PP)

その中で特にどの部分が問題になったかと言いますと、10条の利用者への補償を接続先と銀行がどう分担をしていくのかといったところ。さらに13条の連鎖接続、17条のデータの取扱いというところがあるのですけれども、これは銀行APIに接続する事業者からさらに別の事業者へデータが移転するというところについて、どのように接続先事業者、銀行が約束をしていくのかというところにかかってくる部分になっております。

<資料4：14ページ>

ここで連鎖接続についての絵も描いております。

<資料4：15ページ>

現状のAPI接続のパターンというところで言いますと、接続事業者Aというところが電子決済等代行事業者ということになりまして、Moneytree、Zaim、freee、もしくはMoneyforwardといったような各社がこのAに相当します。連鎖接続先Bというところがほかのサービスの提供者、もしくは場合によってはほかの金融機関といった場合もあるということになっております。

<資料4：16ページ>

さらに、仲介型というパターンで、APIを利用する接続事業者は登録しないといけないというところがありますので、そういった対応のためだけに銀行と連鎖接続先との間に登録事業者が入るというパターンも一応観念はされるのですが、今時点ではそれほど広まっていないといいますか、構想自体は聞くことができますけれども、基本的には①というパターンのほうが一般的かと思えます。

<資料4：17ページ>

その中でデータ利活用のイメージとしては、銀行のデータということもあるのですが、そのほかの例えば小売のデータ、デジタルレシートの利用といった話もあるかと思います。さまざまなデータを集めた上で、それを解析した形で利用者にとってよいサービスを提供していくことが非常に重要なのではないかと考えているものになっております。

<資料4：18ページ>

そのほかにも、もうちょっと技術的なものになりますけれども、銀行が実際に審査をするときのチェックリストというものもFISCという情報セキュリティーに関する団体の中で定められているというものがあります。

<資料4：19ページ>

それに当たっては、実際にセキュリティーの考え方というのもFintechに関する有識者会議というところで整理が一定されています。

<資料4：20ページ>

今年、昨年作成したチェックリストの運用状況を見て、さらに見直しをしていくというところも現在議論として進んでおります。

<資料4：21ページ>

そのほかのプレーヤーとして接続者側の事業者団体のほうでも自主規制であったり、APIの利用促進を目標にして活動していくことが行われております。

<資料4：22ページ>

自主規制の委員会もありますし、問題が生じた場合には規律委員会というところで一定の処分を課していくということも想定をしております。

<資料4：23ページ>

この後の部分については、実際にこういう議論の経緯ですというところをまとめたものなので、御興味がありましたら、後ほど御参照いただければと思います。

<資料4：24ページ>

あとは、関係各者の役割というところで、今まで出てきました金融庁、全国銀行協会、FISC、あとはFintech協会といったところがどういう役割を果たしてきたかを書いております。

<資料4：25ページ>

そのほかの金融業態というところでは、クレジットカードについてもAPIの議論が出ておまして、これはクレジットカードのカード発行者であるイシュアがAPIを出していくという話です。

<資料4：26ページ>

こちらについては、銀行APIとちょっと異なるところとしては、本格的な決済指図の伝達というところについては、とりあえずは実施されることが想定されていないということで、若干スコープとして限定されている部分がございます。

<資料4：27ページ>

こちらのクレジットカード業界では、割賦販売法の改正は行っておりませんが、他方でガイドラインの整備による対応となっておりますが、このガイドラインは、先ほどの全国銀行協会のAPIの報告書であったり、改正銀行法の内容を大幅に参考にしたものになっております。

法改正ではなくて、ガイドラインの改定というほうがよりスムーズにできるのではないかというのがこちらのクレジット業界、経済産業省で御検討された結果だと伺っております。

<資料4：28ページ>

そのほかに、今後証券とか保険のAPIになっていった場合に、若干法制が違うことがありますので、横展開をさせていこうと思ったときに、全銀協の議論というのは修正が必要な場合が出てきたりすることがあるということです。

<資料4：31ページ>

デジタルレシートのAPIというところも最近実証実験をされているというところもあります。

<資料4：32ページ>

こういったFintechの事業者というのは、必ずしも情報銀行そのものではないと思いますが、情報の利用の促進を図っているというところが現状の状況かと思っております。

<資料4：33ページ>

そのほかに、こういったところの今後の問題の整理というところで言いますと、APIの利用事業者に対する登録制の整備がされているのが、現時点では銀行の決済の部分のみになっていきますので、融資とか貯金といったところには制度がありませんし、保険もしくは証券といった分野についても、今後同じように制度整備がされていくと望ましいと思っているFintechの事業者が多いというところがあります。

<資料4：34ページ>

これは別のところで発表させていただいた内容を転記させていただいたものになっております。

以上がFintechに関する部分です。

<資料4：36ページ>

続いて、データ流通推進協議会のほうについて簡単に御説明できればと思います。データ流通推進協議会につきましては、事業内容としては、運用基準とか技術基準といったところもありますし、そのほかに政策提言とか利活用の創出支援、こういったところを行っているという事業内容でございます。

<資料4：37ページ>

組織としては、運用基準とか技術検討、利活用、認定といったところで、各委員会に分かれて議論しております。

<資料4：38ページ>

先ほど経済産業省の河野様からの御発表にもあったような産業データの流通促進に関して、データ流通推進協議会でも御協力をさせていただいている部分がありますが、先ほど御説明があったところですので、ここの部分の御説明については省略させていただきます。
<資料4：40ページ>

続いて、データ流通推進協議会の認定基準というところになります。これは正式に認定基準委員会の中で議決がされていない説明資料に基づくものなので、中間的なものということで御考慮いただければと思っております。
<資料4：41ページ>

認定基準の開発ということで、認定基準委員会の中で総務省の情報通信審議会情報通信政策部会IoT政策委員会基本戦略ワーキングの「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」を根拠にして議論を行ってきておりまして、その中で認定基準を作成しているというところなんです。
<資料4：42ページ>

認定基準について、どういうところを認定基準が目指しているのかといったところを書いております。さらに原則としてどういうことを考えているのか、あとは基準の対象になっているのはどういった事業者か、さらに具体的な要件はどうなっているのかも書いております。

一番最後が認定行為、実際に認定のプロセスをどうしていくのかについて、それぞれ議論をされているところになっております。
<資料4：43ページ>

認定基準がどういう形で目指していきたいかですけれども、データの取引市場が一つのキーワードになってくるかと思いますが、安全で効率的で、かつ利便性が高い市場を実現していきたいということで、データの価値というのを市場の機能を使って見える化をしていき、透明かつ公正な市場運営がされ、これによりデータの取引市場に対する信頼を高めていくということを目的にしているものになっております。

ここの1項とか2項というところについては、この認定基準の中で具体的な項番を振ってそれぞれ一定の文書がありますので、その部分に対応しているものになります。
<資料4：44ページ>

データ流通市場を構成する3つの主体ということで市場運営事業者というところがありますが、そのほかに提供者、提供先ということで、データを提供する人と受け取る人というところがそれぞれございます。この中で必ずしもデータ取引市場の運営事業者を通るだけではなくて、もちろん相対ですとか個別の取引というのがありますが、あくまで取引市場の運営者がどのように行動していくべきかという点が、この基準の中では特に中心になって議論されている部分でございます。

<資料4：45ページ>

もちろん、ここで議論されております情報銀行ですとかPDSとか、そういった事業者もそれぞれデータの生成者との関係で一定の情報を預けられていたり、データの処理を委託されていたりする者もいたりということです。もちろん各者の間の直接の契約もありますし、データの取引市場の中に参加してこられることもあるであろうということで、さまざまな流通市場を捉えるときに、さまざまな当事者がいるのではないかというところになってまいります。

そういったところで、市場の中立性を確保していかないといけないということがありますので、この中ではデータの価値についての中立性の確保とか、不正取引に対する監視、さらに情報提供者の保護を図っていかなければいけないのではないかと、いうところがここでの議論の内容となっております。

<資料4：46ページ>

原則としてはどういうところが考えられているのかというのは、先ほどからも何回か出てきておりますが、中立性であったり、プロセスの取引ルールを定めて公表していくことでの透明性であったりがあります。さらに仮装の売買とか馴合の売買は、もしかすると先ほど矢作先生から御指摘があったような内容にも近いかもしれないですけども、不利益をこうむらないような仕組みの構築をしていくことが求められるとか、不正アクセス等に対する安全性の確保。さらに、当然のこととして法令遵守というところが期待されているということをもとめているものになっております。

<資料4：47ページ>

この対象と要件の該当では、もう既にお気づきだと思いますが、この基準の対象は、データ取引市場の運営事業者を対象にしているものになっております。

この中で想定されていることとしては、データ提供者、データ提供先とそれぞれ契約を締結していき、さらに、その契約の内容というのは標準化されていて、約款のようになっているということが想定されているものになっております。

<資料4：48ページ>

この要件の対象。もうちょっと具体的な条文としては、10項から36項というところに書いてある部分があります。詳細は省略をいたしますが、一定の体制整備であったり、あとはデータ提供者、データ提供先、それぞれとの間でこういう内容の約款を定めないといけないのではないのか、それについて公表しないといけないのではないのかといったような点、さらに取引に関するルールの策定といったところが具体的に認定基準として書かれているというものになっております。

<資料4：53ページ>

さらに、認定行為の概要ということで、認定業務を認定・監査審査会で行っていて、適切に審査をしていくことによって適切な認定事業者の活動を支援していくということがデータ流通推進協議会で想定している内容になっているかと思います。

<資料4：54ページ>

今、認定基準のところを御説明したのですけれども、さらに具体的に認定のチェックリストも作って行って、認定の審査事務に当たって具体的にどういうふうに進めていくのかといったところも準備をしているところです。これを無理やりにはなりますが、比較をしてみますと、この認定基準が、Fintechのほうで言うと、全銀協のAPIの報告書に相当し。チェックリストというのが、どちらかというとFISCのチェックリストになるものかと思っております。

少し長くなりましたが、以上で御説明を終わらせていただきます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、15分ぐらいしかありませんけれども、ただいまの落合先生のプレゼン、あるいは以前のもので結構ですけれども。では、橋田先生、どうぞ。

○橋田構成員

たびたび済みません。東大の橋田です。

まず銀行APIのほうですが、そもそも中間事業者は要るのかという気がしています。つまり、各エンドユーザーのトランザクションに関するいろんな処理というのは、特定の1人の個票データに関する処理なので、それはスマホでできますねと。振込とかなんとかをするためのAPIトークンを中間事業者がたくさんのエンドユーザーから預かって管理する必要はないですね。中間事業者が必要なのは、多数のエンドユーザーのデータを分析するか、そういうヘビーな計算リソースが必要なタスクだけであって、個々の振込とかなんとかというのはユーザーのアプリでやればいいではないかというふうに整理すると、銀行APIに関するセキュリティーとかなんとかということにまつわる懸念がほぼなくなってしまうのではないかと思います。

同じことが情報銀行に関しても言えて、三菱UFJ信託さんの資料の3ページに、左側が従来のCRMで右側がVRM、真ん中が情報銀行という絵がありましたけれども、情報銀行の機能は誰かがビッグデータを収集するお手伝いをするということだとすれば、情報銀行自体がデータをホストする必要はなくて、データは個人ユーザーが持っていればいいですよ。どのデータをどの事業者に出してもいいかどうかという判断は、一々人間がするのですか？そんなことをやっていたら仕事にならないでしょうから、AIがやるのですよねというふうに思うと、個人のAIアプリがやればいいのです。だから、情報銀行のミッションは、AIアプリを開発して個人のお客さんに提供することであると考えると、この絵で言うと、真ん中と右側は実はひとつで、個人の手元で情報銀行アプリが動いているということではないかと思えます。

○安念主査 この点はなかなか本質的なことで、落合先生、どういうふうにお考えですか。中間事業者の位置づけというか、ファンクション。

○落合氏 中間事業者の位置づけについて、具体的にどういう事業者がいるかというところで、基本的にはスマートフォンベースで、アプリケーションの形で提供しているサービスということが多いのかなと思っております。それは例えば家計簿とか会計ソフトということもあれば、貯金というところを通じて、ある一定の目標を達成したときに購買活動につなげていくことを支援したりとか、例えば何かの取引に関する決済手段を提供するだけのものということもありますので、そもそもアプリを提供する事業者、サービス自体がたくさんあります。これらが、根本的には情報をただ預かることだけを目的にしているというよりは、サービスを行う過程で情報がいろいろ集まっていってしまうというところがありますので、そういう意味では、事業者によって得意なところも違いますので、それぞれニーズがある限りにおいてはたくさんの事業者が出てくることはあるのかなと思っております。

○橋田構成員 そうなのですけれども、そのデータを事業者の手元に集める必要はないでしょう。集めてしまうとリスクが発生しますし、リスクを管理するコストもかかってしまうので、すごい嚴重なリスク管理をしないとイケない超高コストな事業者になってしまうということが、情報銀行に関しても支払い決済等の中間事業者に関しても言えるのではないかな。もっと気楽にやりましょうよという気がいたします。

○安念主査 それは事業者によってスタンスが違うという話ですか。つまり、アプリだけ提供して、比喩的な言い方だけど、情報は素通りしていただくだけだということと、いやいや、我々でためさせてもらいます、何かアナライズするというのと両極端ができるということなのですか。私にはよくわからない。

○落合氏 観念的には両方あり得るのだろうなと思いますけれども、現実の状況からすると、情報を蓄積しているという場合が大半なのではないかなと思っております。

○安念主査 そうすると、情報の蓄積についてはオウンリスクでやってくれと。

○橋田構成員 そうですね。ただし、例えば銀行さんの立場になってみると、そういうややこしい中間事業者がいるよりも、銀行がみずから決済アプリをお客さんに提供するほうがよっぽど安心だし、話が簡単ですねというふうに中長期的にはいくのではないかなと思います。

○安念主査 それは宋戸先生がおっしゃるところのアクセプタビリティーだな。誰に預ければ一番安心だと我々一般庶民が思うかという話ですね。

○橋田構成員 自分で持っているのが一番安心だという。

○安念主査 それはそうなのだけれども。

矢作先生、どうぞ。その次、森先生。

○矢作構成員 慶應大学の矢作でございます。

実は今の話、私もちょっと思っていたことがあって、今あるデータをコピーして、ほかに移行していくという仕組みだと、大変失礼な言い方をすると、今さらなのかなという感じがしていて、今の技術からすると、構造化されたデータセットの差分を見ていけばいいだけの時代にあるときに、落合先生への質問は、技術的にはその部分だけを監視していけばいいだけだと思うのですよ。そういったことを議論しているところがありますかというところなのです。グローバルを見ていても、そこで勝負できそうなところはそんなに数はないのです。とすると、基本的に個人がしっかりデータを持っていて、どこを行き来しているかということさえ見えていれば、そこにある価値というのはそれだけで見えるので、きょう冒頭での質問というか、コメントもそうなのですけれども、今あるデータがどう行き来するかというのは、できて当たり前の時代にしなければいけないのですが、重要なのはその先で、僕はきょうここまで甘いものを全然飲んでいなくて、またお茶かと思ってしまうようなところで、ちょっと糖質の入ったものが出てきたら、ああ、すごいよかったなと思うような、要するに、ちょっとした変化。これまでの行動とかの構造化されたデータがどう変化してきたかということが見られるところを監視できるようになると、これはかなり強みのある技術にもなってくるし、そこに全ての価値があるはずなのですけれども、きょうの議論の主体が、比較的大きな、まだまだマスのデータをどうするかという議論が中心になってしまっているのですが、実際に協議会とかいろんな会議の中での議論でそこを超えた議論がなされている箇所というのはありますかというのが質問です。なければないで、明確な答えでいいのですけれども。

○落合氏 矢作先生の御指摘の点については、余りないと思います。まだアグリゲーションをして、それをどういうふうに使っていこうかという段階という場合が多いかなと思います。

○安念主査 そんな感じは私もします。

森先生、いかがですか。

○森構成員 御質問の前に橋田先生のお話は、私もなるほどなど。前からそうだなと思っていた部分もあるのですけれども、情報銀行との関係ではそうでない面もあるかなと思っ

ていまして、一つは、データをどこでホストするかということはまた別なのですが、情報銀行みたいなものが単なるPDSのアプリベンダーだけではなくて、必要になってくる場面というのは、今のところ提供先をどうするかという話はちょっと残ってていまして、有象無象、来た人をみんな比較してみたいになると、とんでもないのも登場するので、そういう選択の機能みたいなことはあるかなと。選択をしたり、責任を持ったりする機能はあるかなと思ってます。これは横から申しわけありませんでした。

落合先生にお尋ねしたいのは、オープンAPIの在り方検討会報告書。資料の10ページです。いろんな行き届いた御説明をいただいて、ありがとうございました。大変勉強になりました。私はこれをちゃんと読んでいないということで、また勉強になったのですが、これも責任論みたいなことですが、右下に「利用者に対する責任・補償」というところがありまして、これは情報銀行の認定基準をつくる时候にも随分議論のあったところでございます。

2つ目のチェックですが、「APIを利用したサービスによる預金等の不正な払戻しについて、銀行及びAPI接続先に過失がない場合でも、利用者が個人であって利用者自身の責任によらない場合、事前の取決にもとづいて補償を行うことが必要」。これは全銀協の申し送りか何かを承継しているということかと思うのですが、補償を行うということですが、補償の義務があるのは、銀行とAPI接続先の両方なのでしょうか。あと、その関係です。例えば連帯責任みたいなことになっていたりするのでしょうかということについて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○安念主査 これはいかがですか。

○落合氏 それでは、森先生の御質問の点についてお答えいたします。御指摘のとおり、全銀協の取り決めに基づくものになっておりますが、APIの在り方の検討会報告書の中では、私の記憶している限りだと、これはたしか取り決めるべしということだけしか書いていないということですので、具体的に誰が補償主体になるのかということまでは必ずしも定めていないというものであったと思います。少なくとも銀行もしくは接続先のいずれかが、この範囲の損害については補償するというのを合意するという話になっていたと思います。

ただ、今、利用契約のひな形の中で実際にどちらのほうで補償するかということに関する議論はもう少し詰まったものがあります。このひな形の中ですと、原則としては銀行機能もしくはAPI自体の瑕疵であれば、銀行が補償することはあるのだけれども、そうでない限りは接続先の事業者が補償するということが、一般的な非拘束のひな形としてまとめられているという状況にあります。その場合に、補償をしていない他方当事者に帰責事由がある場合には求償ができるという内容になっております。

○森構成員 ありがとうございます。それは、消費者との関係では連帯責任だけれども、内部において求償関係が後から発生するという理解でよろしいでしょうか。

○安念主査 私もそんな感じで。

○落合氏 利用者との関係で法的性質を変えるような議論は特に何もしておりませんで、あくまでこの位置づけは銀行と接続事業者との間の取り決めですので、どちらが事業者として先にやるべきかといったことを原則として定めているというだけのものになっております。

○森構成員 わかりました。ありがとうございます。

○安念主査 どうぞ。

○橋田構成員 森先生のさきほどのお話ですけれども、情報銀行の役割として、提供先の事業者に関する監査というか、トラストの審査みたいなことがあるというのは、おっしゃるとおりなのですが、その審査の結果は、顧客に提供するアプリに入れておけばいいので、やはりアプリでいいでしょということになります。

○安念主査 なるほど。森先生、次回まで考えておいてください。

○森構成員 わかりました。

それはそうだと思うのですけれども、例えば監査をしたり、それをアップデートしたりするオペレーションはやらないといけないわけですね。したがって、ユーザーのダウンロード任せにもできませんし、例えばもう店は畳んだのですが、アプリだけグーグルプレイに置いてありますみたいなこともできないと思うのです。ですので、実態としては必要なのではないかなと思うのです。

○吉田参事官 1点だけ。別に水をかけるわけでは全くございませんけれども、これは1、0の議論には全くならなくて、我々としては、先ほど申し上げたとおり、利用者のデータ利用促進、産業活性化、この2つが成り立てばいいと思っております、プラットフォームというか、情報銀行系のところでビジネスをするという主体が出てくれば、それはぜひ応援したいと思えますし、それを個人のところに寄せて提供するという主体が出てくれば、もちろんそれも応援したい。

ただ、ある程度のプラットフォーム機能みたいなところは必要だと思っております、それが例えば矢作先生のおっしゃるような差分を分析するみたいのところになってくると、

これは個人のところではなくて、プラットフォームのレイヤーでやらなければならない。あるいはもう少し上のところかもしれませんが、そういった話になってくると思いますので、いろんな形態があるというところで議論をこれからもしていただければと思います。

○安念主査 どうぞ。

○原構成員 東京大学の原です。

最後に手短かにコメントをさせていただきたいと思います。データ流通推進協議会さんの資料45ページにて、取引市場運営事業者の位置づけを図で示していただきましたが、これは非常におもしろいと思いました。本日の話題提供にもありましたように、情報信託銀行の話、これまで話に出ていたPDSの話、それと経済産業省さんからいただきました産業データや匿名データの流通の話、様々な形態のものが関係し合い共存していることが表されています。

議論の中では、お互いが描いているデータ活用の構図が頭の中で微妙に違っている場合がどうしてもあります。ですので、そういうのを一旦整理・共有した上での議論が必要だと思っています。例えば今の意見は図の上でこのセグメント（部分構造）の話であり、隣のセグメントとの関係について指摘している、そのときにもととのセグメントの責任がほかのセグメントにどこまで及ぶのか、どう責任を負わなければいけないのか、などです。この図は、そうした議論をしていく上で非常に有益だと思います。この図はもちろんデータ取引市場を中心に書かれているのですが、その外にあるデータ流通市場と書かれているところが、このワーキンググループの名前そのもの、まさにデータ流通活用社会に相当するのだらうと思っています。正確にいえば、データ利用者が誰にどう働きかけるかまでを含めたものをデータ流通活用社会だと理解した上で、さまざまな形態とそれが及ぼす波及効果や二次効果を共通した図の上で議論した方がよいと思いました。

ありがとうございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

活発に御議論いただきましてありがとうございます。そろそろ時間になりました。

しかし、こうやっていろいろ仕組みを考えて、こうやって同意をとって、何か問題があったら誰かがこういうふうに補償して、という絵ができると、ほら皆さん御安心でしょ、となりそんなものなのだが、しかし、そのアクセプタビリティーの源泉がどこにあるのか、実はよくわからないのですね。三菱さんだから、住友さんだから安心だと言うのであれば、これはある意味で身もふたもないのだけれども、世の中というのは案外そういうものかもしれませんわな。いろいろ考えるところが私にもございました。ありがとうございました。

それでは、最後に三輪CIOより一言お言葉を賜りたいと思います。

○三輪政府CIO 7月から政府CIOをさせてもらっています三輪でございます。

私は、このワーキンググループのことはどちらかというとよくわかっていないというところですが、ただ、政府のIT戦略というのが今、大きく2つになっています。1つはデジタルガバメント、もう一つはデータ活用。デジタルガバメントのほうは、始まっているものもありますし、わかりやすいのですけれども、データ活用のほうはまだこれからというところで、難しいところがあります。

ただ、IT戦略を見ている中で、IT戦略の基本的な考え方、国民が安全で安心して暮らせるとか、そういうものもありますが、もうちょっと具体的に言うと、国民の利便性と行政の効率化と、どうしてももう一つしっかり加えなければいけないと思うのが企業の活性化というところなのです。そういう意味でもこのデータの活用を考えたいのだけれども、先ほどから出ていますGAFGAに対してどうこうという話。シリコンバレーでアップルの新本社も見に行っただけですが、あれを見ると、じっくりお話をできないのですが、私のバックグラウンドが建設なものですから、あそこでどれだけのものすごい金を使っているかと。日本では、規模的に言うと、ここの超高層1本が1,000億。向こうの同じ規模のあの宇宙船は5,500億使っているのです。だから、ちょっとはこちらへ取り返さないといけないのではないかと思います。

このデータ活用でそちらへ向かうなら、慶應の矢作先生が言われていましたが、打って出たいのですけれども、だけど、GAFGAはデータで稼いでいるのかとか、データでどう稼ぐのかということへ行かなければいかぬのですが、そこは難しいところですが、日本の企業の活性化のためにも、私も入らせていただいてこのデータ活用を一生懸命考えていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

細かいことで気になったのが1つ、2つ。1つは、データには産業データもあり、行政側のデータに、それから個人のデータ。産業データで民間企業が一緒に共有できるものは共有データとして持っていくけれども、なかなかそんなことにはならないのではないかと思います。それはこれから私も本当かどうかは考えていきます。

もう一つは、私、橋田先生の言われた情報銀行が本当に要るのかというのはちょっとショックでしたので、これも考えてみます。

これからもどうぞよろしくお願いします。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いします。

○吉田参事官 次回第3回の予定でございます。日時に関しては、ことしの10月22日(月)の開催を予定してございます。また詳細な日時、場所については、構成員の各委員に御連絡いたします。次回は、総務省自治行政局や個人情報保護委員会事務局などをお招きして、

行政機関等が保有するデータの活用に向けた取り組みについて御議論いただきたいと思
います。どうぞよろしく願いいたします。

○安念主査 それでは、皆さん、きょうは本当にどうもありがとうございました。次回も
どうぞよろしく願いいたします。